

何よりも、国民の大多数が反対しているこの安保法制は、ぜひ一旦取り下げて、明確な目的と明確な歯どめのある法律に出し直して議論すべきだということをお願いしまして、私の質疑を終えたいと思います。

ありがとうございます。

○浜田委員長 次に、太田和美君。

○太田（和）委員 維新の党の太田和美でございます。どうぞよろしくお願いたします。

早速質疑に入らせていただきたいと思います。

国民の皆さんの中で、今回の法改正に対する不安が非常に高まっているというふうに思います。六月四日の衆議院憲法審査会で憲法を専門とする三名の憲法学者が安全保障関連法案に対し違憲を唱え、その後も政府から納得できる回答がないことで、国民の不安や不信は今ピークに達しているというふうに思っております。

共同通信が六月二十日、二十一日両日に実施した全国電話世論調査によりますと、安全保障関連法案が「憲法に違反していると思う」との回答は全体の五七％にもなり、「違反しているとは思わない」というのは二九％でありました。安保法案に反対は五九％で、五月の前回調査から一ポイントも上昇し、賛成はわずか二八％でありました。自民党の支持層ですら、違憲と思うというふうに答えた方が三五％です。そして、公明党支持層では、この法案に反対の方が前回の調査よりも一二％もふえて四七％となり、賛成の三七％を上回って、賛否が逆転してしまいました。

安倍総理は、今回、しっかりと議論して御理解

いただくためとして、国会の会期を戦後最大の九月二十七日までという形で、大幅に会期を延長されました。でも現状は、説明すればするほど、違憲とか反対とか、こういう意見がどんどんふえていつてしまっているのではないかなというふうに思います。

総理、これは、説明時間が足りないのではなく、もとの論理が間違っているのではないかな、私はそう思うんです。

国会を延長して、ただやみくもに審議時間だけを確保して、矛盾を抱えたままの無理やりな説明を繰り返したところでも、国民は到底納得しないというふうに思います。一度撤回して、一から出し直した方がいいのかというふうに思います。いかがでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 ここで答弁に立つて、出し直すかどうかについて答弁しても、なかなかこれは、国民の皆様への理解は広がらないわけでありまして、もとの論理に立ち返って、ぜひ私に、今ここで説明をさせていただいてよろしいでしょうか。理論について、なぜ合憲であるかということについて。

これは既に、高村副総裁が憲法審査会に出席をさせていただきました。いわば三名の憲法学者の方々が意見を開陳された後でございます。

昭和三十四年に砂川判決がございました。この判決において、九条の二項において自衛権が認められているかどうかということについて判断をしているわけでございますが、ここで、我が国が、国の平和と安全を維持し、存立を全うするため必

要な自衛の措置をとり得ることは、まさに国家固有の権能の行使として当然のことと言わなければならぬ、つまり、ここで初めて自衛権というものについて最高裁が判断を示したわけでございます。

この最高裁の判断の中には、国連憲章を引いて、個別的自衛権、集団的自衛権にも言及があるわけでありまして、そのことも念頭に自衛権があるということを確認にした、つまり、自衛隊の存在がそこで実は初めて合憲ということが判断されたのであります。その段階ではまだ、自衛隊に対しては、憲法の学界においては、ほとんどの方々は違憲である、こう述べていたわけでありまして、その上において、では、必要な自衛の措置について判断は誰がするのかということについては、まさに国民に選ばれている国会、そして内閣が判断をするということでありまして、つまり、国の存立の基盤に重大に関係し、そして極めて政治性の高いものについては、一見極めて明白に違憲無効でない限り、今申し上げた、国民の代表である国会と内閣が判断を行うわけでありまして、

そして、その時々に必要な自衛の措置とは何かということにおいて、昭和四十七年に判断を示しているわけでございますが、それからさらに時を経て、今日の国際社会の状況、安全保障状況を見ながら、我々は、必要な自衛の措置とは、我が国の存立にかかわることであれば必要最小限度の範囲の中に集団的自衛権の行使も入り得るといういわば当てはめを行ったわけでございます。

このように、必要な措置とは何かということ

私たちは常に考え抜くことが私たちの責任なんですね。国民から選ばれている私たちの責任であるということ忘れてはならない、このように思うところでございます。

○太田（和）委員 この法案は、ただ長く説明しただけでは、私は到底理解が進むというふうには思っておりません。

今、日本は戦後七十年というふうになりました。この間、日本は、一度も海外派兵をせずに、外国人を殺傷することもありませんでした。そして、外国からの武力侵攻で日本人が殺傷されたこともありません。このように、私たちが長きにわたり平和な生活を送ってこられたのは、これは、一因として、もちろん、日米安全保障条約に基づく米軍の抑止力もあったというふうに思います。しかし、やはり大きな要因として、専守防衛というのが私はあるというふうに思っております。

日本の平和憲法の精神を具現化した専守防衛をかたくなに守り、他国領域での武力行使を行わないとして、平和憲法の枠内で国際貢献に努めてきたからこそ、世界も日本を平和国家として認識してきてくれて、その結果、七十年もの長い間平和に暮らせてきたのだというふうに思います。

長きにわたり不戦を貫いてきたことは、これは日本の誇りです。安倍総理は今それを壊そうとしているのではないのでしょうか。仮に安倍総理がその意識がなかったとしても、今回この安保関連法案が成立することで、後の政権がそれを、平和国家日本の誇りを壊すことになりかねないということもあるわけです。

歴代の政権は、専守防衛こそ我が国の防衛の基本方針であり、これを遵守するとしてきました。

日本を取り巻く脅威が多様化して、自衛隊の役割がふえようとも、私は、専守防衛の原則は絶対に堅持すべきであるというふうに考えています。

そこで、お伺いをさせていただきたいのが、安保関連法案を審議入りするに当たり、防衛白書を読ませていただきました。そして、ここ何年かの防衛白書を見比べることもさせていただきました。専守防衛について書かれている部分について

ありますが、これは平成二十五年度版です。専守防衛について、「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、」と説明されています。そして平成二十六年年度版の防衛白書であります。これは二〇一四年八月のものであります。安倍内閣による集団的自衛権行使容認の閣議決定がなされた七月一日よりも後に発行されたものです。この平成二十六年年度版の防衛白書は、ここにも、専守防衛の説明は、「専守防衛とは、相手から武力攻撃を受けたときにはじめて防衛力を行使し、」とあり、これは二十五年度版と全く同じ文章となっております。

しかし、次に英語版を見ました。これは防衛省が発行している防衛白書の英語版でございます。その英語版の専守防衛のところをみてみると、平成二十五年度版では、「アンレス アンド アンティル アン アームド アタック イズ マウ リー」と説明されています。「オン ジャパン」というふうにあるように、他国による武力攻撃が

日本に対して実行されるまではと、日本が攻撃された際というふうになっているわけですね。ところが、平成二十六年年度版の説明を見ますと、「オンリー イン ジ イベント オブ アン アタック」と変更されてきました。これは、ただ単に、攻撃が行われる場合というふうに変更されていまいなにもかわらず、英語版においては平成二十五年度版と二十六年年度版で文章が変えられているんです。

つまり、集団的自衛権行使容認の閣議決定前に発行された防衛白書では、武力攻撃を受ける対象が日本となっていたのに対して、集団的自衛権行使容認の閣議決定後に発行された防衛白書では、武力攻撃を受ける対象が日本に限定されなくなってしまうという書きぶりに変更されていきました。日本へだけの攻撃想定ではなくなっているんです。

安倍総理、これは一体どういうことでしょうか。国民が通常目にする防衛白書の日本語版はそのままだとして、英語版の方だけを変更するということは国民を欺く行為になるのではないのでしょうか。総理、これはもはや、解釈を変えたとか当てはめの問題という次元の話ではないと思います。定義自体をこっそり変えたということだと思いませんか。この件についてしっかりと御説明をお願いしたいんです。明らかに専守防衛の定義が揺らいでいるではありませんか。

○安倍内閣総理大臣 七月一日にまさに我々は閣議決定を行ったわけでございます。この閣議決

定を行い、まさに三要件を付して、そして、三要件に当てはまれば武力行使をする。これは、我が国と、我が国と密接に関係のある他国に対する武力攻撃が発生したこと、こう書いてあるわけでございます。その中身において、武力攻撃を、我々は自衛権の行使を行うということでございまして、これは、こつそりというよりも、我々はまさにそれを閣議決定したということでございます。

防衛白書については、事前に質問通告がございませんで、何か資料をもとに質問される際には質問通告をしていただかなければ、太田委員が今挙げられたことが本当かどうかというのが私自身確認のしようがないわけでありまして、お答えのしようがないわけでございます。

七月一日の閣議決定においては、まさに基本的な考え方として申し上げている。

しかし、同時に、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由、幸福追求の権利が根底から覆されるおそれがある、まさに武力攻撃が発生して、しかもそういうおそれのある事態においてこれを排除するためには、そして我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がないときに必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと、これこそまさに、私はこの考え方は専守防衛であろう、このように思うところでございます。

○太田（和）委員 では、確認をさせていただきます。安倍総理は、この英文の変更について御存じだったのでしょうか、確認です。知らなかったら知らなかったということで、確認をお願いいたします。

○安倍内閣総理大臣 事前にこれは通告をしていただかないと、一々全てを私は知り得ているわけではございませんから今お答えすることはできないということでございます。それをしっかりとまずそれが事実かどうかということも含めて、確かめさせていただきたいと思っております。

○太田（和）委員 現時点では安倍総理は御存じなかったということですね。では、政府参考人をお呼びさせていただいておられますので、政府の方からお答え願えますでしょうか。防衛省の政策局長、よろしくお願いいたします。

○中谷国務大臣 防衛白書のことでございますが、今、本当に突然質問を受けましたので、これはやはりしっかりと確認をさせていただいて、お答えさせていただきたいと思っております。

○太田（和）委員 では、これを確認していただいた上で、間違いであれば、総理が言っている専守防衛というものを、日本語版と同じように英語版を訂正されるおつもりはありますか、お答え願います。

○安倍内閣総理大臣 まず確認してからお答えをさせていただきますと思います。

いずれにいたしましても、昨年の七月一日に我々は閣議決定をしているということでございまして、この閣議決定のつとつて平和安全法制を作成したところでございますが、そこにおいては、まさに新三要件からも明らかかなように専守防衛の考え方は貫かれている、こういうことでございませぬ。

○太田（和）委員 では、委員長にお願いをさせ

ていただきたいと思っております。

この件については大変重要な問題だと思っておりますので、理事会にお諮りいただきまして、政府の統一見解をお願いしたいと思います。

○浜田委員長 理事会にて協議させていただきます。

○太田（和）委員 ありがとうございます。（発言する者あり）

○浜田委員長 静粛に願います。

○太田（和）委員 私は、総理の本音がこういふところ、ちよこちよこ出てきてしまっているのではないかなというふうに思うんです。本当は自衛隊の活動範囲を際限なく広げたいというのが本音なんじゃないでしょうか。

これは一事が万事で、今の政権はほかにもこのようなことがたくさんあるのではないかと、こういう疑念すら浮かんでしまうので、きつちりこのことを精査していただきたいというふうに思います。

そして、次の質問に移らせていただきたいと思っておりますが、六月四日の衆議院の憲法審査会の参考人が、憲法学者の三人全員が憲法違反を指摘したことを受けて政府は、先ほど総理も砂川判決のことをおっしゃいました。

でも、この砂川判決というのは、そもそも、日米安全保障条約のように高度の政治性を持つ条約については、一見極めて明白に違憲無効とは認められない限り、その内容について違憲かどうかの法的判断を下すことはできないとし、最高裁は、国家統治の基本に関する高度の政治性を有する国

家の行為については、法律上の争訟として裁判所による法律判断が可能であっても、高度の政治性を有するがゆえに司法審査の対象から除外するべきであるという姿勢をとってこられたというふうには私は理解をしております。

そこで、質問させていただきたいと思えます。政府は、集団的自衛権の合憲性も、この統治行為論により、最高裁判所の司法審査権の範囲外のものとして、内閣及び国会、ひいては国民に委ねるべきものと考えていらつしやるのでしょうか。

○安倍内閣総理大臣 まさにこの砂川判決によって、自衛隊の前提である自衛権が、最高裁によって、憲法九条があると同時にこれは存在するということが認められたわけでございます。

そして、その中において、先ほども例として挙げさせていただきましたが、統治権を、いわば統治行為として、いわば必要な自衛の措置とは何かという解釈の中において我々は解釈をしてきたわけでございまして、その中において四十七年のいわば解釈があるわけでございます。

いわば、憲法の中に自衛隊の存在が明記されているわけではないわけでございまして、憲法九条の二項の中において、果たして自衛隊の、あるいは自衛権そのものが存在するのかどうかということが大きな議論になり、そして、それを前提とする自衛隊が違憲であるかということについて議論がなされてきたわけでございますが、我々は、その中においては、この個別的自衛権ということについて、昭和四十七年の見解の中で、これはまさにこの砂川判決と軌を一にする政府の解釈をお示

ししているわけでございます。

そして、あれから随分時を経た中において、状況が変わった中においては、この四十七年の基本論理は維持しつつ、そして当てはめを変えたというところでございまして、まさに、必要な自衛の措置とは何かということを考える中において、何がこの必要最小限度の中にその必要な自衛の措置の中で当たり得るか、必要な自衛の措置ということをごさいます。

○太田（和）委員 この砂川判決の自衛権の措置とは、これは集団的自衛権のことに限ったわけでもないと思えます。

総理の方にも一度確認をさせていただきたいんですけども、今答弁の中にもございましたように、それでもなお、砂川事件判決における自衛権に関しての最高裁の判決が、解釈改憲が正しいと結論づける根拠たり得るといふふうにおっしゃるのかということですが、先ほど中谷防衛大臣も、その根拠たり得るといふふうに御答弁いただきました。総理の方にも確認をさせていただきたいと思えます。

○安倍内閣総理大臣 解釈改憲はいたしませんので、解釈改憲の根拠とはたり得ません。

その上で申し上げれば、まさにこの砂川判決の中で、必要な自衛の措置という言葉があります。先ほど申し上げましたように、国連憲章を引いて個別的自衛権、集団的自衛権について触れた箇所がございますので、これを認識した上において自衛の措置という言葉を使っているわけでございま

す。そこでまさに集団的自衛権ということをお述べているわけではありませんが、我々はそう申し上げたことはない。そこに、必要な自衛の措置ということが述べられていて、この必要な自衛の措置とは何かという中において、昭和四十七年の段階では、集団的自衛権は、これは含まれませんね、こう考えた。

しかし、今、国際環境が大きく変わる、安全保障環境が大きく変わる中において、まさに我が国の存立にかかわること、国民の生命や自由や幸福追求の権利が根底から覆されるようなふういとき、これは集団的自衛権と、これはいわば国際法上見られることであつたとしても、これは行使し得る、このように解釈を変更した、いわば当てはめを変えたということでございます。

○太田（和）委員 安倍総理が最高裁の判決に重きを置かれているということはよくわかりました。では、お伺いさせていただきたいのが、最高裁は、二〇一二年の衆議院の調査において、違憲状態であるという判決を出しました。それにもかかわらず、総理は、違憲状態のまま解散・総選挙を行ったというふうにおっしゃいます。

このことについて、一方では、最高機関は最高裁だとおっしゃられたり、解釈改憲が正しいと結論づける根拠の一つだとされるなど、一方では重きを置いていような態度をとり、また一方では違憲状態の判決を軽んじて衆議院選挙を行う。矛盾していると思えます。

総理、最後にこのことをお聞きして、終わりにしたいと思います。

○浜田委員長 安倍内閣総理大臣、手短にお願ひいたします。

○安倍内閣総理大臣 矛盾してないと思います。

○太田（和）委員 時間なので、次回、また質疑させていただきたいと思ひます。

ありがとうございます。

○浜田委員長 次に、塩川鉄也君。

○塩川委員 日本共産党の塩川鉄也です。

きょうの特別委員会は、会期延長手続後の最初の審議の場となります。通常国会最長の九十五日間の延長によって憲法違反の戦争法案を何としても強行成立させようなど、断じて許すことはできません。連日、国会周辺で多くの国民が、憲法違反の戦争法案やめようの声を上げています。世論調査では、国民の大多数が成立を急ぐべきでないとしております。この声にこそ応えるべきであります。

そこで、今回、そうした中で、先ほどから作家の百田尚樹氏のとんでもない発言が問題になっております。

昨日、自民党本部内で行われた勉強会で、安保法制や普天間基地問題にかかわって、沖縄の新聞は潰さないといけないなどと発言をし、出席した自民党議員からも、マスコミを懲らしめるためには広告料収入をなくせばいいなどという、とんでもない発言がありました。報道の自由、言論の自由に対する許しがたい挑戦であります。また、沖縄県民を侮辱する許しがたい発言であります。

総理にお尋ねします。  
自民党総裁として、この事実関係について、徹

底した調査と謝罪を強く求めたいと思ひます。

○安倍内閣総理大臣 自民党の考え方については、もう既に申し上げているとおりでございまして、まさに報道の自由というのは民主主義の根幹をなすものでございまして、当然、尊重されなければならぬ、今までもそうでありまして、今後ともそうあらねばならない、こう考えているわけございまして、自民党の議員の中におきましてもこうした考え方が貫徹されなければならない、こう考えております。

○塩川委員 百田氏を呼んだのは自民党であり、また百田氏の発言を何らいさめようとしなかったのも自民党であります。マスコミを懲らしめるためには広告料収入をなくせばいいと発言したのは自民党議員自身であります。政権与党としての自民党の責任が問われている。自民党総裁としての総理に、徹底した調査と謝罪を重ねて求めたいと思ひます。

そこで、今回の安保法制は、ガイドライン改定と相まって、地球規模で、いつでも、どこでも、どんな戦争でも米軍支援を拡大しようというものであります。その一環として、これまで憲法上行えないとしてきた後方支援活動にも踏み出そうとしております。

きょうは、米軍等に対する自衛隊の後方支援活動の内容について、まず中谷大臣にお尋ねをいたします。

一九九九年の周辺事態法は、自衛隊が米軍に対して後方地域支援として物品及び役務の提供を行うことを定め、補給を初めとするその種類を別表

に列挙しておりました。その上で、備考において除外するものを明記しております。

今回の周辺事態法改定案、重要影響事態安全確保法案における後方支援活動では、この別表、備考部分はどうのような変更が行われているでしょうか。

○中谷国務大臣 政府といたしましては、我が国の平和と安全、これを確かなものにしていくためには、重要影響事態というものを設けまして、こういった我が国の平和と安全に重要な影響を与える事態に対処している外国の軍隊等に対して、我が国として実施できる範囲で、必要なあらゆる支援を行うことができるように法的措置を講じておくということが重要であると考えました。

現行の周辺事態法、制定時におきましては、米軍からニーズがなかったために、弾薬の提供、そして、戦闘作戦行動のために発進準備中の航空機への給油、整備につきましては、支援内容から除いておりました。また、物品、役務の提供は、公海及びその上空で行われる輸送を除き、我が国の領域において行われるものとしたわけでございます。

しかし、その後、日米で防衛協力の協議を行いまして、ガイドラインの見直しが進められた協議の中で、米側から、これらを含む幅広い後方支援への期待、これが示されております。

また、実際に一昨年、南スーダンのPKOに参加している陸上自衛隊部隊が、国連からの要請を受けて、韓国部隊のために弾薬提供、これを求められまして行ったということで、想定外の状況に